

米子市監査委員告示第7号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年7月11日

米子市監査委員 陶 山 晃
米子市監査委員 野 坂 正 史

1 監査の対象

(1) 調査課

(2) 男女共同参画推進課

2 監査の範囲

主として平成29年4月1日から平成30年3月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成30年5月25日

4 監査を執行した監査委員

陶山 晃・野坂正史・矢田貝香織

5 監査の主眼点

予算の執行と経理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

6 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

7 監査対象の概要及び監査の結果

監査対象の概要及び監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

〔調査課〕

1 監査対象の概要

調査課の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 行財政改革に関すること。
- (2) 条例、規則等の審査に関すること。
- (3) 公告式に関すること。
- (4) 行政手続に係る事務の総括に関すること。
- (5) 行政不服審査に係る事務の総括に関すること。
- (6) 行政組織に関すること。
- (7) 行政事務の改善に関すること。
- (8) 事務管理に関すること。
- (9) 市政に関する調査（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 市長の特命事項に関すること。

また、平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成30年3月末日現在）は別表1のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

- ア 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。
- イ 収入に関する事務については、適正に処理されていた。
- ウ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- エ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- オ 委託料に関する支出事務については、契約に係る履行確認の報告において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- カ 使用料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- キ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 時間外勤務に関する事務については、適正に処理されていた。

(2) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と照合した結果、数量は符合したが、郵便切手類出納（受払）簿を作成していなかったため、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

〔男女共同参画推進課〕

1 監査対象の概要

男女共同参画推進課の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は男女共同参画社会の形成に関するものである。

また、平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成30年3月末日現在）は別表2のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

ア 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

(ア) 県支出金においては、適正に処理されていた。

(イ) 諸収入においては、納入期限を誤っているものがあつたので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

エ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、契約の履行について、検査調書を作成していないものがあつたので、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ク 補助金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ケ 時間外勤務に関する事務については、適正に処理されていた。

(2) 物品の管理事務

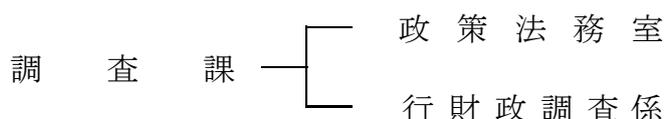
ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合し

た結果、数量は符合した。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と照合した結果、数量は符合したが、郵便切手類出納（受払）簿を作成していなかったため、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

〔調査課〕

別図1 組織図



別表1 平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成30年3月末日現在)

歳入 (単位；円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
総務手数料	0	10,150	10,150	0	-	100.0
総務費県補助金	22,962,000	30,979,000	30,979,000	0	134.9	100.0
合計	22,962,000	30,989,150	30,989,150	0	135.0	100.0

歳出 (単位；円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
一般管理費	1,789,000	1,358,207	1,224,700	564,300	68.5	90.2
文書費	7,081,000	7,080,821	6,802,541	278,459	96.1	96.1
合計	8,870,000	8,439,028	8,027,241	842,759	90.5	95.1

〔男女共同参画推進課〕

別図2 組織図

男女共同参画推進課

別表2 平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成30年3月末日現在)

歳入 (単位；円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
総務費県委託金	284,000	238,010	266,000	-27,990	93.7	111.8
雑入	182,000	88,680	67,115	21,565	36.9	75.7
合計	466,000	326,690	333,115	-6,425	71.5	102.0

歳 出

(単位 ; 円 . パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C / A	C / B
一 般 管 理 費	3,947,000	3,566,640	3,171,278	775,722	80.3	88.9
合 計	3,947,000	3,566,640	3,171,278	775,722	80.3	88.9